

ひとりひとりがかしこく暮らす

かし子さんの消費者トラブル手帳③（若者編）

問合せ 商工課商工係



こんな一言に気をつけて！

**お支払い方法は、振り込みによる
前払いのみとなります。**



こんな手口よ！

インターネットの通信販売トラブル

「代金を前払いで振り込んだのに商品が届かない」というトラブルがあります。代金だけ受け取って雲隠れしてしまう悪質業者の手口です。また、届いた商品が二セモノだったり、不良品だったというトラブルもあります。

【かし子さんからのアドバイス】

申し込みの際には細心の注意を！

- 信頼できる業者を選びましょう。
このマークの有無が目安になります。
- 申し込む前に、商品説明、取消条件、業者の連絡先などを必ず確認。
広告ページを印刷しておきましょう。
- 通信販売にはクーリング・オフは適用されません。



資料提供

愛知県県民生活部県民生活課 ☎052(954)6603

【消費生活相談】

何か困ったことが起きたらご相談ください。

とき 毎週木曜日 13時30分～16時

※電話による相談（☎41-3311）も受け付けます。

ところ 市役所 1 階相談室2

碧南の歴史へのいざない

No.14 昔の祭礼の手続きは 今より厳しかった

嘉永7年（1854年）の大浜陣屋の日記には、村人が祭礼の期日・内容などについて陣屋に確認をしていることが書かれています。

例えば、棚尾村八王子宮（現八柱神社）の祭礼に関して、8月16日に届け出されたのが「祭礼、来る二十日、獅々舞・神楽舞、二十一日、寄合相撲仕り度き旨、願書差出し候処、御聞き済み成され候事」というものでした。祭礼の8月20日に獅子舞と神楽舞、21日に相撲をするという届出です。初日の20日は雨天のため延期となりましたが、8月21日・22日の記録を見ると「祭礼（中略）滞り無く相済み候旨、これ申し聞くと、無事に行われたことを出役の役人が陣屋に報告していることがわかります。

問合せ 文化財課内市史資料調査室 ☎(41)4566

ただし、届けにないことをすると処罰の対象になりました。ある神社の祭礼では、獅子舞・神楽舞車・寄合角力が予定されていました。しかし、前夜に手筒花火などをしたことが問題となり、関係者は白洲（江戸時代の法廷）に呼び出され、後日処分を受ける結果となりました。当時は質素倹約をするように通達を受けていたので、細かいこともきちんと届出をする必要がありました。なかには「祭礼諸道具を入れておく家が壊れたので、修理してもよいか」と願い出た神社もありました。

右の資料は明治11年（1878年）10月8日の八柱神社の例祭届け（碧南市所蔵）です。

